

平成26年議会第2回定例会 表決結果

議員氏名(議席順)			近藤昇一	窪田美樹	畑中由喜子	荒井直彦	笠原俊一	中村文彦	守屋亘弘	田中孝男	土佐洋子	鈴木道子	待寺真司	長塚かおる	横山すみ子	金崎ひさ	結果
議案	第4号	平成26年度葉山町一般会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		可決
議案	第5号	葉山町税条例の一部を改正する条例	×	×討論	×討論	○	○討論	○	○討論	○	○	○	○	○	○		可決
議案	第6号	葉山町火災予防条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		可決
議案	第7号	横須賀市・三浦市・葉山町消防通信指令事務協議会への加入について	×討論	×	×討論	○	○	○	×討論	○討論	○	○討論	○討論	○討論	○討論		可決
議案	第8号	財産の取得について(塵芥収集車2台)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		可決
議案	第9号	財産の取得について(高規格救急自動車1台(救急2号車))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		可決
議案	第10号	財産の取得について(救急2号車車載医療機器1式)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		可決
議案	議会議案第26-5号	農業委員会委員の推薦について	○	○	○	除斥	○	○	○	○	○	○	○	○	○		決定
議案	議会議案第26-6号	横浜横須賀道路の料金引き下げに関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		可決
議案	議会議案第26-7号	プラスチック類における拡大生産者責任強化を求める意見書(議員提案)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	可決
議案	議会議案第26-8号	少人数学級推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担2分の1復元を求める意見書	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案	議会議案第26-9号	横須賀市・三浦市・葉山町消防通信指令事務協議会の運営費負担割合に関する決議(議員提案)	○討論	○	○討論	×	×討論	×	◎	○	×	×討論	×討論	×	×		否決
請願	第26-1号	少人数学級推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担2分の1復元をはかるための2015年度政府予算に係る要請に関する請願	○	○討論	○討論	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○		採択

(議長に表決権はありません。可否同数のときのみ議長が決します。)

議員氏名(議席順)			近藤昇一	窪田美樹	畑中由喜子	荒井直彦	笠原俊一	中村文彦	守屋亘弘	田中孝男	土佐洋子	鈴木道子	待寺真司	長塚かおる	横山すみ子	金崎ひさ	結果
議案・決議・意見・陳情等																	
陳情	第25-20号	「葉山町勸奨退職に関する要綱」及び「葉山町勸奨退職に関する要綱の運用に関する内規」に基づいて、当該の手続きが公正・適正に行われるよう、議会に調査と指導を求める陳情	× 討論	×	× 討論	退場	○	○	× 討論	×	× 討論	退場	○	○	○		不採択
陳情	第26-4号	消防指令業務の共同化の検討を慎重に行うことを求める陳情	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		みなし採択
陳情	第26-5号	葉山小学校の防球ネットの補修、強化に関する陳情	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		みなし採択
陳情	第26-6号	横須賀市・三浦市・葉山町消防通信指令事務協議会規約案について再交渉を求める陳情	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		みなし不採択
陳情	第26-7号	消防指令業務の共同化の検討とともに、将来、仮に、横須賀市・三浦市が広域化するとしても、葉山町は広域化路線には参加しないでい続けることについての「附帯決議」を決議することを求める陳情	×	× 討論	×	×	× 討論	×	○ 討論	×	×	×	× 討論	×	×		不採択
陳情	第26-8号	消防指令共同化のための事務協議会の規約の承認の採決を来春の町議会選挙後に延期することを求める陳情	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		みなし不採択

(議長に表決権はありません。可否同数のときのみ議長が決します。)

◎は提案者 ○は賛成 ×は反対

(注1)「みなし採択(不採択)」とは、同一会期中において、既に同一趣旨、同一目的の議案又は請願等が議決されている場合の請願等について、一事不再議の原則に触れるため議決することなく、既になされた同一趣旨、同一目的の議案又は請願等の議決の結果により「採択」又は「不採択」とみなして処理する取扱いのことです。

(注2)「除斥」とは、審議の公正を期すために議員が自己もしくは利害関係を有する事件の審議に参加できないとする制度(地方自治法第117条)です。